

令和元年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和2年1月23日（木） 午後1時00分～

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上8名（欠席：日野委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

風しん抗体検査及び予防接種の無料クーポン券発行業務を民間事委託業者に委託するに当たり、市が管理する保健情報システムの対象者データを、オンライン結合等により受託者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所保健予防課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：保健予防課（伊藤主幹、月足主査）

—資料をもとに保健予防課から説明—

（A委員）クーポン券等の送付を2回に分けているのは医療機関の事情か。

（実施機関）国によれば3回に分けるようにとのことだが、基本的にはワクチンが不足しないようにという趣旨で2回に分けている。

（会長）昨年4月に同様の案件を承認している。特に異論はないかと思う。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事委託業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【市民文化部税収納推進課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：健康保険課（千代島主幹、高山課長補佐）、税収納推進課（城戸課長、内野課長補佐）

—資料をもとに健康保険課から説明—

（B委員）委託業者に提供するのは未納の方の情報のみで、それが1万件ということか。

（実施機関）そうである。

（B委員）催告効果の高い対象者の自動選定とはどのように行うのか。

（実施機関）予約機能などを設け、約束の時間になると委託業者の画面に表示するなど、電話が繋がりにくいようシステムを活用することを考えている。これまでは経過記録などを基に電話をするものの、なかなか電話が繋がらず接触できないケースが多かった。

（B委員）委託業者に渡す基本データに加えて、いつ電話をかければ繋がるかといったその方の記録が追加で残るのか。

（実施機関）そうである。

（B委員）一度委託業者に渡した人の分の自動選定に関するデータは委託業者がそのまま保持するのか、それとも催告業務終了後に市に返却されるのか。

（実施機関）電話に出た時間や曜日といった記録は委託業者のもとに残る。

（C委員）何時に電話をするかという取り決めはしているのか。

（実施機関）午前9時から午後8時までを催告の時間と定めている。

（C委員）記録というのはいつ在宅かといった次の電話につながるようなものということか。

（実施機関）そうである。電話番号を複数登録してある方もいるが、いつ在宅で、いつ不在か、または仕事の事情などもあるため、どの時間であれば電話に出られるかといったデータが蓄積され、各人が電話に出られる時間に応じて画面に表示されるということである。

（A委員）催告の方法は電話が中心なのか。文書はないのか。

（実施機関）文書でも行っている。文書、電話、訪問での催告を行っている。

（C委員）催告の順番も文書、電話、訪問ということか。

（実施機関）基本的には最初のアプローチは電話である。納期を忘れていたということもあるので、その方たちには電話での案内が有効となっている。

（A委員）時間や催告の方法でトラブルはないか。

（実施機関）ない。また、市のホームページにも委託業者の電話番号を載せている。

（C委員）電話では委託業者と名乗るのか。市の担当部署から掛かっていると思う人もいないか。

（実施機関）久留米市の保険料納付案内センターと名乗ることになる。

（C委員）ホームページを見られない方もいるので、それが100%通用するとは言い切れない。あくまでも市から電話が掛かってきたと認識される方がほとんどだと思う。

（実施機関）本当に市からのお願いなのかというお尋ねの電話はある。その際は、市から委託した委託業者の方からお願いしています、と説明している。ほとんどの方は納得されるので、それで大きなトラブルになったことはない。

(C委員) 経験上、代理店が大手の会社名を名乗って営業の電話を掛けてくることがある。その線引き、相手の捉え方がどうかというのが引かかる。営業の電話だと思って、留守番電話に設定したり、番号のみを確認したりして電話に出ない方も多いのではないかと。

(実施機関) 電話には0942の市外局番を使う。ただし繋がらないケースもあり、現状16%は電話で繋がるが、逆に言うと8割以上は繋がっていない。このシステムを導入した自治体は3割ほどの接触率を達成しており、本市としても先進事例に倣いさらに催告業務の強化をしたいと考えている。

(B委員) 個人情報の観点で気になるのは委託業者に電話に何時頃出るという情報が残ることである。契約終了の際にはその情報を消すことを契約では定めていただきたい。

(A委員) 地方自治体は広範な行政行為を担当している。その中には市民からするとサービスと受け取れるものと統治行為、権力行為にあたるものとあるので、その行使の仕方には気を付けなくてはならない。収税業務も権力行為の一部と考えられるが、それを民間に委託すること自体に違和感がある。したがって、委託業者の選定はよく気を付けるとともに、電話での接触等は完全な統治行為に当たるので市民の権利や気持ちを考慮したものになるよう市の方で指導していただきたい。ただ、この話は当審議会の範囲外のことでもある。

(C委員) 言葉こそ違えど催告は取り立てというイメージがあるので、違和感はある。他の自治体が行っているからといって久留米市も、というのも分からなくはないが、市民の気持ちの面から気になる。委託業者の方とどの程度取り決めをするか分からないが、不安はある。

(実施機関) 取り立てという言葉が出ていたが、今回の業務はどちらかというと「納付を忘れてますよ」というご案内になる。最終的には市職員が納付相談に応じながら、必要に応じて差し押さえなどの手続きに至るということになる。

(D委員) 気になっているのは滞納というセンシティブな個人情報を委託業者に委ね、催告を委託するということである。委託の内容を契約の中にしっかり定めていただきたい。例えば暴力団排除の条項などが今回の資料には入っていない。

(事務局) 今回資料としているのは個人情報に関する部分のみである。暴力団排除については市の取り組みとして別途契約に織り込むことと誓約書を出してもらうこととあり、全庁的に行っている。

(実施機関) 資料として添付はしていないが暴力団排除に関して契約書に明記している。また、滞納業務ということで慎重にならざるを得ない個人情報なので、委託業者と意見交換をしっかり行い、こちらからの指導を徹底するなどご意見を踏まえた対応をさせていただきたい。

(会長) 当審議会は個人情報に関しての諮問機関であるため、この点に他にご意見がなければ承認としたい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては要望を意見として付した上で承認される。

【諮問案件 3】

ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、納付者・納税者が指定する預金口座に関する情報について、当該口座の金融機関とシステム上でのオンライン結合等を行うことにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部介護保険課】

【市民文化部税収納推進課】

【都市建設部住宅政策課】

【子ども未来部子ども保育課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：健康保険課（千代島主幹、相園主査）、介護保険課（国武）、税収納推進課（水落主査）、住宅政策課（岡主査、家中）、子ども保育課（西村主査）

—資料をもとに健康保険課から説明—

（会長）以前にも同様の案件について承認をしている。特に異論がなければ承認としたい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

久留米市が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析等事業について

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部長寿支援課】

【健康福祉部介護保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

2 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第8条第2項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第8条第3項）について

【健康福祉部総務】

【健康福祉部健康保険課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：健康福祉部総務（田中部補佐、小林主査）、健康保険課（藤木課長）、長寿支援課（野口

課長)、介護保険課(柴尾課長)、健康推進課(吉塚課長)、地域保健課(本松課長)

—資料をもとに健康福祉部総務から説明—

(D委員) 個人情報を匿名化すれば分からなくなるからいいと思うが、どうやるのか、市役所であるのか。

(実施機関) 各課の情報を健康福祉部総務のパソコンに集め、研究機関が準備するソフトウェアを利用して、紐づけした上で暗号化する。それによって個人情報が分からなくなる。

(D委員) 各課から出された情報が同一人物のものどうか分からなくなるのではないか。

(B委員) 一旦集めて紐づけした後に匿名化するという方法であるので、その点に関しては問題ないだろう。ただ、その手順の中で研究機関のソフトウェアを使うということは、研究機関は個人情報を復元することができると思われる。それはそのままのデータを渡すのとほぼ同じである。研究機関には倫理規定があるはずなので、研究の際は外に漏れても問題ないように匿名化されたものを利用すると思うが、個人情報の復元をしないようにという取り決めはするのか。

(実施機関) こちらで匿名化した上で持ち帰ってもらうことになる。また、復元しないことも協定で結ぶつもりである。

(B委員) 研究機関が提供するソフトウェアを使うこと自体、復元が可能になるので気にはなるが、協定書で定めてもらえば大丈夫だろう。

(A委員) 他の自治体でもこういうことをするのか。

(実施機関) 福岡県全域というわけではないが、他にも手を挙げている自治体はある。

(D委員) 広域連合の情報はどのような手続きで入手するのか。

(実施機関) 今回の事業については広域連合も知っており、市から情報提供の依頼文を提出すれば対応していただけることになっている。

(会長) 非常にセンシティブで大量の情報ではある。ただ、個人が特定できない形さえ担保できていればよろしいかと考える。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては要望を意見として付した上で承認される。

3 その他

* 質問や意見等なし。

以上